

養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 2 年 2 月 28 日

養父市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

（7）名称：法人農地取得事業

内容：企業による農地取得に係る農地法の特例

（国家戦略特別区域法第 18 条に規定する法人農地取得事業）

以下に掲げる法人が、長期的・安定的な経営基盤等を確保した農業経営を行うこと及び以下のそれぞれの理由により、養父市内の農地を取得する。

①～⑤ 略

⑥ 養父町開発株式会社（養父市）

養蚕の飼育体制の確立を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため農地を取得するとともに、但馬養蚕業の中心地である養父市の文化伝統を生かした新たな活力創造の拠点として、養父市や地域の企業、就労継続支援 B 型事業所、農業高校等が一体となった新たな養蚕業のモデルの確立を目指し、継続的な養蚕業に取り組むため。

【令和 2 年 3 月を目途に取得】